

第3期 うるま市 子ども・子育て支援事業計画

概要版



令和7年3月
うるま市



計画策定の概要

我が国は、急速に少子化が進行しているほか、核家族化、共働き家庭の増加など、社会情勢が変化し、保育ニーズが増大してきました。国では、平成27年度から「子ども・子育て支援法」を施行し、待機児童対策をはじめとする子育て支援の充実を進めてきました。

うるま市においても、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもと子育て家庭のための取組を推進しており、待機児童も解消してきています。しかし、小学生の放課後の居場所の確保が必要であるほか、不登校対策、こどもの貧困対策、教育・保育施設を利用しない家庭や養育が困難な家庭への支援など、取組の一層の充実が必要となっています。

第3期うるま市子ども・子育て支援事業計画は、こういった課題に対応するため、様々な取組の充実を図るため、策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」も本計画に位置付け一体的に策定しています。

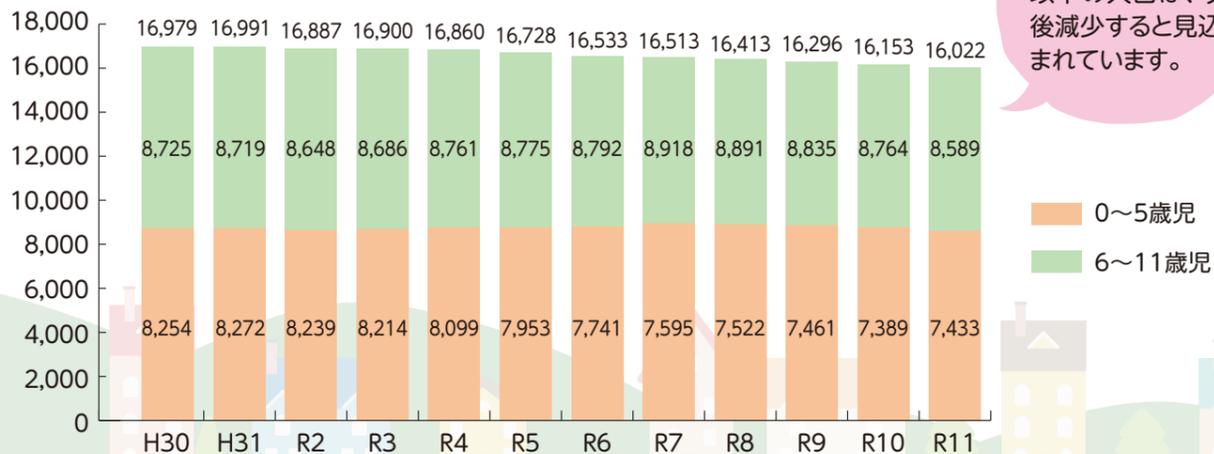
また、本市の上位計画である市の総合計画の理念を踏襲するとともに、こどもの福祉や教育に関する市の他計画などとの整合性を図り、調和を保って策定しています。

計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5カ年計画であり、年度ごとに事業の実施状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
策定		第3期計画期間(5年間)				

うるま市の児童人口の推移と推計



計画の体系

基本理念

基本目標

基本施策

子育てをみんなで支えあい、夢と希望にあふれるまちうるま

安心して子育てができる環境づくり

1

- 1-1. 教育・保育事業の整備
- 1-2. 地域子ども・子育て支援事業の整備
- 1-3. ニーズに対応した教育・保育や子育て支援の円滑な利用の確保
 - (1) ニーズに対応した教育・保育環境の整備等の充実
 - (2) 未就園児のいる家庭への子育て支援
 - (3) 認可外保育施設への支援
- 1-4. 妊娠期からの切れ目のない相談・支援の充実
 - (1) 妊娠期からの相談支援・情報提供
 - (2) 妊産婦とこどもの健康支援
 - (3) 「食育」の推進
 - (4) 経済的支援の充実
- 1-5. 仕事と家庭生活との調和(ワークライフバランス)の実現のための働き方の見直し

こどもがいきいきと育つ環境づくり

2

- 2-1. 乳幼児期の教育・保育の一体的提供、推進
 - (1) 認定こども園の普及についての基本的考え方
 - (2) 教育・保育の質の確保
 - (3) 保育士・保育教諭・幼稚園教諭等の確保と定着
 - (4) 保幼こ小連携・接続の充実
 - (5) 教育・保育施設と地域型保育事業の連携
 - (6) 外国につながる子への支援・配慮
- 2-2. こどものための相談・支援の充実
 - (1) こども家庭センターによる相談支援・情報提供
 - (2) 児童虐待防止対策の充実
- 2-3. こどもの居場所づくり
 - (1) 放課後のこども居場所づくりの推進
 - (2) 放課後の居場所における人材確保(放課後児童支援員、地域人材)
 - (3) 児童館機能と整備の充実

一人ひとりを大切にする環境づくり

3

- 3-1. 困難を抱える子に対する支援の推進
 - (1) こどもの貧困対策の推進
 - (2) ヤングケアラーの把握と支援の推進
 - (3) 不登校対策の推進
- 3-2. 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実
 - (1) 乳幼児期における障がいの早期発見及び早期療育の充実
 - (2) 障がいの有無にかかわらず教育・保育を受けられる環境づくり
 - (3) 障がい児のいる家庭への支援
- 3-3. ひとり親家庭の支援の充実
 - (1) 子育て・生活支援の充実
 - (2) 就業支援の充実

支援対策の内容

1 安心して子育てできる環境づくり

教育・保育事業の整備 / 地域子ども・子育て支援事業の整備

- 小学校就学前のこどもを持つ子育て世帯の支援を図るため、ニーズ調査結果に基づいた見込み量に対する確保を行い、安心して子育てができるよう環境整備を推進します。
- 地域に暮らすすべての子育て世帯が、安心して子育てできる環境づくりを推進するため、「地域子ども・子育て支援事業」を推進します。

ニーズに対応した教育・保育や子育て支援の円滑な利用の確保

- こどもの教育・保育の保障と子育て家庭のニーズに対応できるように、教育・保育施設のより良い環境づくりを進めます。

妊娠期からの切れ目のない相談・支援の充実

- 保健・福祉・教育・医療機関など関係機関との連携を強化し、きめ細やかな支援、必要な支援がしっかりと行えるように「相談、把握、つなぎ」を重視した支援に取り組みます。
- 妊産婦や乳幼児の健康保持・増進のため、産前から産後の母親の支援、乳幼児健診、発達支援に係る各種教室等を実施します。

仕事と家庭生活との調和（ワークライフバランス）の実現のための働き方の見直し

- 共働きの子育て家庭が増加する中、仕事と家庭生活の調和である「ワークライフバランス」の推進を行い、働き方も含めた総合的な視点で、子育てしやすい環境づくりを目指します。

2 こどもがいきいきと育つ環境づくり

乳幼児期の教育・保育の一体的提供、推進

- これまでの取組を踏まえながら、より効果的な教育・保育環境及び子育て支援環境づくりを目指します。
- 乳幼児期から児童期への発達と学びの連続性を踏まえ市内の教育・保育施設等が、同じ方向性を持った質の確保が図れるよう、研修機会の充実による資質向上に努めます。

こどものための相談・支援の充実

- こどもたちがひとりで悩みや不安を抱えることがないよう、相談・支援等の充実を図り、こどもたちが安心して成長できるよう取り組んでまいります。
- こどもの孤立や児童虐待の防止を図ります。

こどもの居場所づくり

- 全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して実施に努めます。
- 放課後児童クラブについてはニーズ量に即した整備を進めつつ、受け皿が不足する地域への対応を図り、保護者が安心して就労できるように推進します。

3 一人ひとりを大切にする環境づくり

困難を抱える子に対する支援の推進

- 本市の「うるま市こどもの貧困対策推進計画」に基づいたこどもの貧困対策を推進していきます。
- ヤングケアラーに寄り添い、関係機関と連携し必要な支援の早期実施を行います。
- 不登校児童生徒への支援や予防対策について、教育委員会と市長部局が連携し、支援体制の充実と、まちぐるみの居場所づくりを推進します。

特別な支援が必要なこどもに対する支援の充実

- 配慮を要する子について、一人ひとりのニーズに応じた支援を行うとともに、地域共生社会（障がいの有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し、地域で支え合い、人々の多様な在り方を認め合える全員参加型の社会）の実現を推進します。
- 「うるまこどもステーション」を中心とした、児童発達支援の強化と併せて地域医療との連携を図ります。

ひとり親家庭の支援の充実

- ひとり親が安心して子育てできる環境づくりと、ひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援に取り組めます。

第2期計画と第3期計画の変更点

◆ 2つの柱立てから3つの柱立てへ

第2期計画では、基本目標を子育てとこどもが育つ視点の「2つの柱立て」でした。第3期計画では「一人ひとりを大切にする環境づくり」を追加し、「3つの柱立て」の構成としました。

◆ 「こどもの貧困対策」「ヤングケアラーの支援」「不登校対策」を追加

第2期計画には掲げられていなかった「こどもの貧困対策」「ヤングケアラーの支援」「不登校対策」を、第3期計画で新たに掲げました。

◆ 「待機児童の解消」から「教育・保育の質の向上」へ

第2期計画では、大きな課題であった「待機児童の解消」に向けた取り組みを行いました。待機児童が解消してきた第3期計画では、受け皿の確保から「教育・保育の質の充実」を行い、量から質の充実に向けて取り組みます。

◆ 教育・保育事業について、「認定こども園移行期」から「保幼小連携体制構築期」へ

第2期計画では公立幼稚園の「認定こども園への移行」を推進し、教育・保育が一体的に受けられる環境を整備してきました。次の段階として市内すべての施設を対象とした「保幼小連携体制の構築」を行います。

◆ こどもや子育て家庭の相談先を一本化へ

第2期計画では子育ての相談や支援が「子育て世代包括支援センター だいすき」と「子ども総合支援拠点」に分かれていました。第3期計画では、「こども家庭センター」として、一体的に行います。

◆ 児童虐待の予防を見据えた養育支援の充実

第2期計画では、子育ての養育支援について「養育支援訪問事業」を行いました。第3期計画では、児童虐待防止の観点から、子育て家庭の孤立防止や養育支援を充実するため、養育支援訪問事業や令和6年度より法制度化された「家庭支援事業」を行います。

教育・保育事業(認定こども園や保育施設等)の目標

- 区域ごとのニーズ量に対応した整備を基本とし、受け皿の確保を図ります。量の見込みを市全体で見ると、3号認定の1・2歳は増加が見込まれますが、その他は緩やかな減少傾向と推計されています。
- 確保方策としては、現在の定員を維持しながら、区域別のニーズについては、保育士の確保・定着及び隣接する区域との利用調整により、入所希望に対応していきます。

(1) 1号認定(3歳以上の教育のみの就学前の子ども)

単位：人

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	773	833	843	843	843	843
特定教育・保育施設*1	628	688	698	698	698	698
私立幼稚園	145	145	145	145	145	145

この施設で対応

- ・私立幼稚園
- ・認定こども園

(2) 2号認定(3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童)

単位：人

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	3,610	3,610	3,614	3,633	3,633	3,633
特定教育・保育施設	3,534	3,534	3,538	3,557	3,557	3,557
(うち認定こども園)	1,716	1,716	1,720	1,720	1,720	1,720
企業主導型保育事業所**2	76	76	76	76	76	76

この施設で対応

- ・認可保育所(公立含む)
- ・認定こども園
- ・私立幼稚園(預かり保育利用)
- ・企業主導型保育事業所

(3) 3号認定(0歳児)

単位：人

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	644	644	650	660	660	660
特定教育・保育施設	503	503	509	519	519	519
地域型保育事業**3	99	99	99	99	99	99
企業主導型保育事業所	42	42	42	42	42	42

この施設で対応

- ・認可保育所(公立含む)
- ・地域型保育
- ・企業主導型保育事業所
- ・認定こども園

(4) 3号認定(1・2歳児)

単位：人

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	2,196	2,196	2,202	2,216	2,216	2,216
特定教育・保育施設	1,847	1,847	1,853	1,867	1,867	1,867
地域型保育事業	225	225	225	225	225	225
企業主導型保育事業所	124	124	124	124	124	124

この施設で対応

- ・認可保育所(公立含む)
- ・地域型保育
- ・企業主導型保育事業所
- ・認定こども園

※1 「特定教育・保育施設」は、認可保育所及び認定こども園(公立含む)。

※2 「企業主導型保育事業所」とは、企業が従業員等のために設置する保育所で内閣府が運営費等を助成し運営する保育所。(確保方策に含むことが可能)

※3 「地域型保育事業」=小規模保育事業所及び事業所内保育事業。

地域子ども・子育て支援事業の目標

事業名・事業概要	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(1) 延長保育事業 ※自主事業を含めると全園実施					
認定こども園、保育所等において、利用時間を延長して子どもを預かります。	33箇所	33箇所	33箇所	33箇所	33箇所
(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)					
共働き家庭などで、放課後、家で子どもを見られない家庭の子どもを預かり様々な活動を行います。	2,868人	2,908人	2,908人	2,908人	2,948人
(3) 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)					
乳幼児や保護者の交流や子育ての相談・情報提供を行います。	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所
(4) 一時預かり事業					
① 幼稚園型					
幼稚園又は認定こども園において、主に在籍園児(1号認定子ども)を対象に、一時預かりを行います。	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所
② その他の一時預かり事業					
家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児に対し、保育施設等で一時的に子どもの預かりを行います。	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
(5) 病児・病後児保育事業					
子どもが病気などで保育施設等を利用できない場合に、病児・病後児保育事業を実施する施設などで預かります。	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
(6) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター〈就学児のみ〉)					
児童の預かりを希望する者と、預かりを行う者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	年間 2,200人	年間 2,300人	年間 2,400人	年間 2,500人	年間 2,600人
(7) 子育て短期支援事業(ショートステイ)					
家庭において養育をうけることが一時的に困難となった児童を一定期間預かります。	年間 240人	年間 240人	年間 240人	年間 240人	年間 240人
(8) 利用者支援事業(こども家庭センター)					
妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健及び育児に関する相談等に適切に対応し、切れ目のない子育て支援に取り組みます。	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
(9) 乳児家庭全戸訪問事業					
生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。	1,192人	1,191人	1,188人	1,184人	1,185人
(10) 養育支援訪問事業					
養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。	38人	38人	38人	38人	38人
(11) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業					
要保護児童対策地域協議会の専門性強化と、ネットワークの連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めます。	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
(12) 妊婦健康診査					
妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。	年間 14,966人	年間 14,910人	年間 14,882人	年間 14,896人	年間 14,910人
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業					
世帯状況に応じ、教育・保育施設等に対し、保護者が支払うべき日用品、文房具などの教育・保育に必要な物品の購入費用等を助成します。	34人	34人	34人	33人	34人

地域子ども・子育て支援事業の目標

事業名・事業概要	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業					
健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。	8箇所	10箇所	12箇所	12箇所	12箇所
(15) 子育て世帯訪問支援事業（家庭支援事業）【新規】					
家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭への家事・子育て等の支援を行います。	年間 788人	年間 788人	年間 788人	年間 788人	年間 788人
(16) 児童育成支援拠点事業（家庭支援事業）【新規】					
養育環境等に課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成、食事の提供、学習のサポート等を行います。	0人	80人	80人	80人	80人
(17) 親子関係形成支援事業（家庭支援事業）【新規】					
児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者や児童への講義、グループワーク、相談等を行います。	0人	10人	10人	10人	10人
(18) 産後ケア事業					
退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行います。	1,673人	1,673人	1,670人	1,673人	1,673人
(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）					
0歳6か月から3歳未満までの保育施設等に通っていない児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育施設等を利用する事業を行います。	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所

第3期うるま市子ども・子育て支援事業計画 （概要版）

令和7年3月

発行 うるま市

企画・編集 こども政策課

〒904-2292

沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

TEL 098-923-7624

